

新規加入及び満了で脱退するが再加入する  
場合に所属団体へ提出して下さい。

(翌年からは提出不要です)

3年間の契約期間を満了するが、自動更新する  
場合、この書類は提出不要です。

【記載例】

別紙様式例第4号

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約 申込書

平成29年〇月〇〇日

一般社団法人  
漁業経営安定化推進協会 御中

- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・氏名(フリガナを忘れずに)
- ・押印

申込者  
郵便番号 123-4567  
住所 〇〇県〇〇市〇〇町123番地  
電話番号 123-456-7890  
フリガナ タイリョウ タロウ  
申込者氏名 大漁 太郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

貴団体作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

加入する年月日と終了する年月日を記載して下さい。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日です。
- ・補填金は、政府の予算と一般社団法人漁業経営安定化推進協会(以下「本法人」といいます。)に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本法人から補填金を交付する際の送金手数料は、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金のうちセーフティーネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本法人は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

- 本法人は、積立契約の締結その他漁業用燃油価格安定対策事業の実施に伴って取得した個人情報を漁業用燃油価格安定対策事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。
- ・本法人が取得した個人情報を、水産庁に提出することがあります。
  - ・本法人は、漁業用燃油価格安定対策事業の関係機関である漁連、漁協等から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。
  - ・本法人は、漁業共済について全国漁業共済組合連合会その他の関係団体から、漁船保険について漁船保険中央会その他の関係団体から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。